

国立大学法人東京外国語大学特命事項担当室規程

〔平成19年10月23日〕
規則第73号

改正 平成24年 3月27日規則第25号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）役員会直属の特命事項担当室を置く。

(目的)

第2条 特命事項担当室は、学長が本学の運営を機動的に進めていく観点から必要とされる事項について調査研究を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 特命事項担当室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 事務局長
- (4) その他学長が指名する者

2 特命事項担当室に、専任の教職員を置くことができる。

(所掌事項)

第4条 特命事項担当室の所掌事項は、学長が指示する。

(任期)

第5条 第3条第1項第4号に定める室員の任期は、特命事項ごとに学長が指定する。ただし、学長の任期を超えることができない。

(室長及び副室長)

第6条 特命事項担当室に室長を置き、学長をもって充てる。

- 2 室長は、特命事項担当室の業務を総括する。
- 3 特命事項担当室に副室長を置き、第3条第1項第2号に定める者をもって充てる。
- 4 副室長は、室長を助け、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第7条 特命事項担当室に関する庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特命事項担当室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月23日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学特命事項担当室規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。